

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

四百七号	路線名
狭山市広瀬台四丁目一番地先から同市大字上広瀬字西原一二二三番四地先まで	供用開始の区間
令和三年十一月三十日	供用開始の期日
令和元年五月二十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六〇・五五メートル	備考